

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年四月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年一月六日奈良県指令建第九八一―一五九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年四月十四日建第八九一四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字池尻三二一番及び三二八番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉一二二八番地

武藏正

一 許可番号

平成二十九年二月二日奈良県指令建第九八一―一九八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年四月十四日建第八九一五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年四月十四日建第五三一七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市南今里町七〇番一、七〇番三、七〇番四、七〇番五、七〇番六、七〇番

七、七〇番八、七〇番九、七〇番一〇、七〇番一一、七〇番一二及び七〇番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市東九条町一二五番地の一

有限会社ウエムラ 代表取締役 上村正之

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市南今里町七〇番一三

下水道 大和高田市南今里町七〇番一三の一部